

令和6年田子町農業委員会第7回総会 議事録

1. 開会 令和6年7月10日（水） 午後6時30分

2. 閉会 令和6年7月10日（水） 午後7時02分

3. 場所 田子町役場 第1会議室

4. 提出案件

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第3号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消願について

日程第4 議案第15号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第16号

農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

日程第6 議案第17号

競売買受適格者の証明について

日程第7 その他

5. 出席委員（10名）

1番 山崎順子 2番 山市礼子 3番 上平満広 4番 畠山嘉昭 5番 佐藤豊美

6番 木崎正夫 7番 西野榮一 8番 澤頭勉 9番 細谷一夫 10番 大坊和民

欠席委員（0名）

6. 会議録署名委員

2番 山市礼子 3番 上平満広

7. 職務のため出席した者

事務局長 白板大幸 主査 袖村征志 主査 工藤由美

事務局長	会議に先立ちまして、本日の委員欠席状況についてご報告します。欠席の届け出はございません。
事務局長	農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、過半数以上出席しておりますので会議は成立します。 それでは、農業委員会憲章の唱和をいたします。 唱和のリードは、6番 木崎委員にお願いします。 (全員起立唱和)
事務局長	続きまして、会長よりあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。それでは、以降の進行については、会長からお願いいたします。
会長	ただ今から、令和6年田子町農業委員会第7回総会を開会いたします。
議長 (日程1)	日程第1「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。 お諮りいたします。会議録署名委員は、議長より指名致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり)
議長	全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、議長より指名いたします。 2番 山市委員、3番 上平委員にお願いいたします。
議長 (日程2)	日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。本総会を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり)
議長	全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、本日1日といたします。
議長 (日程3)	日程第3、報告第3号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消願について」であります。 事務局長から説明願います。
事務局長	それでは、資料1ページをご覧ください。 報告第3号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消願について」であります。 本案件は、令和5年10月10日付け指令第26号にて許可された案件について、

資料のとおり取消願が提出されたものです。

取消理由は、贈与税の申告漏れにより高額な贈与税が課されたため、贈与を取消し所有権の抹消を行ったためです。

なお、申請人によると次回の総会以降に再度、3条の許可申請を行う予定であるとのことです。

以上で、説明を終わります。

議長

報告が終わりました。

質問・意見等ございませんか。

種子
推進委員

これは昨年許可が出されたものの取消しとのことですが、確定申告した後の取消しは何年前まで遡って取り消すことが可能ですか。

事務局長

今回の案件については、申請人が税務署や法務局等の関係機関と協議した上での手続きとなりますので、申告については農業委員会の権限ではないため、何年前までの許可の取消しが可能といったことは申し上げられないと考えております。

議長

その他質問・意見等ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

質問等がないようですので、次に移ります。

議長

(日程4)

日程第4、議案第15号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

事務局長から説明願います。

事務局長

それでは、資料2ページをご覧ください。

議案第15号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

番号1番、土地の所在は、

大字原字野面 2筆

現況地目は田1筆、畑1筆であり、合計面積は2,440㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、3・4ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、売買になります。(150,000円)

番号2番、土地の所在は、

大字山口字道前 1筆

大字山口字道前沢 5筆

大字山口字新井田 1筆

大字山口字下モ川原 1筆

	現況地目は田 6 筆、畑 2 筆であり、合計面積は 6,381 m²です。 申請人は資料のとおりです。 現地については、5・6・7・8 ページの航空写真をご覧ください。 申請内容は、贈与になります。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、番号 1 番の現地調査の結果について、川端推進委員から報告願います。
川端 推進委員	現地調査報告いたします。 7 月 3 日に、会長、佐藤委員、事務局の 5 人で現地を見てきました。 場所は、資料 3・4 ページをご覧ください。 譲受人の話では、にんにくを栽培するということで問題はないと見てきました。 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりましたので、番号 1 番の内容について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。
議長	それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） 全員異議ないようですので、番号 1 番の申請については、原案のとおり決定します。
議長	それでは、番号 2 番の現地調査の結果について、川原推進委員から報告願います。
川原 推進委員	現地調査報告いたします。 7 月 3 日に、会長、上平委員、事務局の 5 人で現地を見てきました。 場所は、資料 5 ページから 8 ページをご覧ください。 譲受人の話では、水稻、自家野菜を栽培するということで問題はないと見てきました。 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりましたので、番号 2 番の内容について、審議願います。 質問・意見等ございませんか。
議長	それでは、お諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声、多数あり） 全員異議ないようですので、番号 2 番の申請については、原案のとおり決定しま

す。

議長
(日程5)

日程第5、議案第16号「農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。

事務局長から説明願います。

事務局長

それでは、資料9ページをご覧ください。

議案第16号「農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものであります。

番号1番、土地の所在は、

大字田子字宮沢 4筆

現況地目は田であり、合計面積は6,709㎡です。

利用権を設定する者は資料のとおりです。

現地については、12・13ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、5年間の使用貸借になります。

番号2番、土地の所在は、

大字原字四日市川原 1筆

現況地目は田であり、面積は383㎡です。

利用権を設定する者は資料のとおりです。

現地については、14・15ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、2年間の使用貸借になります。

番号3番、土地の所在は、

大字原字四日市川原 1筆

現況地目は田であり、面積は262㎡です。

利用権を設定する者は資料のとおりです。

現地については、14・15ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、2年間の使用貸借になります。

続いて、資料10ページをご覧ください。

番号4番、土地の所在は、

大字山口字五林 6筆

現況地目は田であり、合計面積は5,064㎡です。

利用権を設定する者は資料のとおりです。

現地については、16・17ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、10年間の使用貸借になります。

番号5番、土地の所在は、

大字山口字下モ川原 4筆

現況地目は田であり、合計面積は 14,295 m²です。
利用権を設定する者は資料のとおりです。
現地については、18・19ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、10年間の賃貸借になります。
(7,010 円/10 a、合計 100,000 円)

続いて、資料 11 ページをご覧ください。
番号 6 番、土地の所在は、
大字遠瀬字上ミ川原 1 筆
現況地目は田であり、面積は 2,571 m²です。
利用権を設定する者は資料のとおりです。
現地については、20・21ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、5年間の使用貸借になります。

番号 7 番、土地の所在は、
大字遠瀬字下モ川原 3 筆
現況地目は田であり、合計面積は 5,422 m²です。
利用権を設定する者は資料のとおりです。
現地については、22・23ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、5年間の使用貸借になります。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議に入る前に、上平委員と大向推進委員は利害関係人であることから、暫時の間、退席願います。

議長 それでは審議願います。
質問・意見等ございませんか。

議長 それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
全員、異議ないようですので、原案のとおりとし、その旨回答いたします。

議長 上平委員と大向推進委員の入室を認めます。

議長 日程第 6、議案第 17 号「競売買受適格者の証明について」を議題といたします。
(日程 6) 事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、資料 24 ページをご覧ください。
議案第 17 号「競売買受適格者の証明について」であります。
本案件は、民事執行法による農地の競売及び特別売却に参加できる資格の有無を

審査し証明するものです。競売に参加するための条件として裁判所から付されたことから申請されたものです。

番号1番、土地の所在は
大字田子字金八屋敷 1筆

現況地目は畑であり、面積は907㎡です。

願出人は資料のとおりです。

現地については、25・26ページの航空写真をご覧ください。

売却基準価額は30,000円です。

なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとなります。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の現地調査の結果について、西村推進委員から報告願います。

西村

現地調査報告いたします。

推進委員

7月3日に、会長、西野委員、事務局の5人で現地を見てきました。

場所は、資料25・26ページをご覧ください。

願出人の話では、にんにくを栽培するということで問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、番号1番の内容について、審議願います。

質問・意見等ございませんか。

議長

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員、異議ないようですので、番号1番の証明願いについては、原案のとおり承認します。

議長

(日程7)

日程第7、「その他」に入ります。

事務局長から説明願います。

事務局長

それでは、諸般の報告をご覧ください。

まずは、諸般の報告について、6月総会以降の活動などの報告をいたします。

6月25日(火) 申請書締め切り・告示

7月 3日(水) 総会案件に係る現地調査を行いました。

7月 8日(月) 総会案件に係る企画会議を開催しました。

次に、① 7 月総会以降の予定について、お知らせいたします。

7 月 2 5 日（木） 申請書締め切り・告示

8 月 2 日（金） 現地調査を予定しています。

8 月 6 日（火） 企画会議を予定しています。

8 月 9 日（金） 第 8 回総会を予定しています。

18:30 ～ 役場第一会議室

後日、文書によりご連絡いたします。

続いて、②三八地区農業委員会大会についてです。

こちらについては担当者より説明をいたします。

担当者 (説明)

事務局長 続いて、③田子町再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会委員の推薦依頼についてです。

6 月 2 4 日付けで役場住民課より農業委員会会長宛に、標記協議会の委員として 1 名を推薦いただくよう依頼がありました。任期については、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 2 年間となります。

つきましては、標記協議会の委員に農業委員会会長大坊和民氏を推薦することとし、その旨回答をいたします。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、これに関しまして、ご質問はありますか。

(質問なしの声、多数あり)

ないようですので、以上をもちまして、令和 6 年田子町農業委員会第 7 回総会を閉会いたします。

議事録署名者

議事録署名者